# 町内の美しい町づくりを応援します!

# 平成31(2019)年度美しい町づくり事業補助金をご活用ください!!

# ●美しい町づくり事業とは

この事業は、町と住民が協力して、鏡野町の美しい郷土を守り、未来へ伝えていくことを目的としています。 鏡野町内の各地区、団体等が行う事業に対して、下記のとおり補助金を助成します。

## ●補助対象となる事業区分と補助金の範囲

事業区分	補助金の割合	限度額
①花壇の整備	工事費の9割	20万円
②花の苗、球根等の購入		
③景観作物の種子の購入	購入費の9割	10万円
④景観樹木の苗木の購入		

- ※補助金額は、事業費・購入費の9割以内です。1,000 円未満の端数が出た場合は、端数を切り捨てた金額 を交付します。
- ※肥料代・土代は、**花や球根等の購入費を合計した金 額の2割まで**となっています。また、マルチや農薬代は補助金の対象外となっております。

# ●申請受付について

補助金申請予定の地区・団体は、必ず<u>事業</u> 実施より前に申請書を提出してください。

ただし、補助金交付予定額が予算額に達した時点で申請の受付を終了させていただきます。

#### ●申請時の留意点

- 1.事業計画は具体的に記入してください。
- 2. 収支計画は積算基礎のわかるもの(花の名前、数量、単価がわかる見積書等)と、事業実施場所がわかる地図を添付して下さい。
- 3. 現地確認のため<u>花植えを実施するごとに、</u> まちづくり課までご連絡ください。
- 4. 事業終了後は速やかに完了届を提出してください。**完了届の最終締切は、平成32**(2020) **年3月末日**です。
- ●平成30年度事業実績(平成31年2月末日時点) 申請地区・団体数 34件

補助金の交付済金額 1,566,000円

申込み・お問い合せ先 鏡野町まちづくり課 電話(0868)54−2982

# 「高校生等通学助成金支給制度」をご活用ください!

# ●高校生等通学助成金支給制度とは

高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することで、保護者等の経済的負担の軽減や、 青少年の人材の育成及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行なっております。

## ●支給対象は、以下のすべての要件を満たす者に限ります

- ●鏡野町に住所を有する(住民基本台帳に記載のある)20歳までの者。
- ●交通手段を問わず、本町内の住所地から高等学校等に通学する者、またはやむを得ず本町内の 住所地を離れて高等学校等に通学する者。(第3学年在学者まで)
- ●町内の住所地から高等学校等までの距離が15km以上の者。
- ※高等学校等とは…学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部、 及び同法第125条の2に規定する専修学校の高等課程をいう。

# ●助成金支給額

住所地から高等学校等までの距離が

- ●15km以上30km未満·······1カ月 3,000円 (年間 36,000円)
- ●30km以上 ………1カ月 5,000円 (年間 60,000円)
- ※通学の距離は、公共交通機関を利用した場合の距離で計算いたします。
- ※年間助成額(12カ月分)を一括でお支払いします。
- ※中途退学等、変更事項があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

申込み・お問い合せ先

鏡野町まちづくり課 電話(0868)54-2982

または、各振興センターにお問い合せください。